

建設工事における自家用ダンプカーの 貨物自動車運送事業法における取り扱いについて



- ✓ 違法な「白トラ」行為の判断基準は従前から変わらない
 - ✓ 以下の場合はトラック法に基づく許可は不要
 - 自ら所有する貨物を自ら運送する場合
 - 自社が行う生業と密接不可分かつ付帯する業務として自ら運送を行う場合
- ただし、次のように運転者と雇用関係を結ぶ必要がある

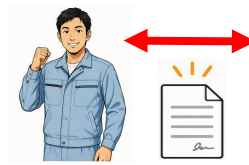
資材等の所有者

誰と雇用関係を結ぶか

資材業者



雇用主は
資材業者



建設業者



雇用主は
建設業者



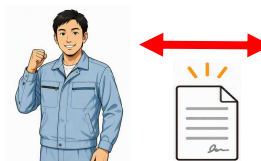
建設業者

(資材業者が販売先に引き渡し)

※ 資材業者が、生業として自ら販売した資材等を販売先の建設業者への引渡しのために運搬する場合



雇用主は
資材業者



密接不可分

発注者など

(建設業者が運搬)

※ 建設業者が生業として請け負った建設工事の施工に必要な、発注者が支給する資材等を当該建設業者が運搬する場合



雇用主は
建設業者



密接不可分

運転手自身



不要



Q&Aや問合せ先等については、国土交通省ホームページで確認可能▶

※ 詳しくは、「建設工事において建設資材等の運搬に従事する自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて」(令和8年8月20日 国土交通省不動産・建設経済局 建設業課長)をご覧ください。



一日に複数事業者の資材を運搬する場合の雇用関係について



- ✓ 一日に複数事業者の資材を運搬する場合には、**事業者ごとに、労働条件通知書（①）と車両使用通知書（②）**を交わすことが適切。

(建設労働者用；日雇型)

労働条件通知書

年 月 日

雇 主 事業主の氏名又は名称
事業場名称・所在地
(建設業許可番号)
使用 者 職 氏 名
雇用管理責任者職氏名

あなたが次の条件で雇い入れます。

就 労 日 年 月 日

就業の場所

従事すべき業務の内容

始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項

1 始業 (時 分) 終業 (時 分)
2 休憩時間 () 分
3 所定時間外労働の有無 (有、無)

賃 金

1 基本賃金 イ 時間給 (円)、ロ 日給 (円)
ハ 出来高給 (基本単価 円、保障給 円)
ニ その他 (円)

2 諸手当の額又は計算方法
イ (手当 円 / 計算方法:)
ロ (手当 円 / 計算方法:)

3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率
イ 所定時間外、法定超 () %、所定超 () %、
ロ 深夜 () %

4 賃金支払日 () - (就業当日・その他 ())
() - (就業当日・その他 ())

5 賃金の支払方法 ()

6 労使協定に基づく賃金支払時の控除 (無、有 ())

そ の 他

- ・社会保険の加入状況 (厚生年金 健康保険 その他 ())
- ・雇用保険の適用 (有、無)
- ・中小企業退職金共済制度 (建設退職金共済制度を含む。) (加入している、加入していない)
- ・寝具貸与 有 (有料 (円)・無料)・無
- ・食費 (1日 円)
- ・その他 ()

以上のほかは、当社就業規則による。就業規則を確認できる場所や方法 ()

※ ここに明示された労働条件が、入職後事実と相違することが判明した場合に、あなたが本契約を解除し、14日以内に帰郷するときは、必要な旅費を支給する。

※ 本通知書の交付は、労働基準法第15条に基づく労働条件の明示及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律第7条に基づく雇用に関する文書の交付を兼ねるものである。

※ 労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。

1

労働条件通知書のひな形

車両使用通知書

年 月 日

雇 主 事業主の氏名又は名称
事業場名称・所在地
使用 者 職 氏 名
雇用管理責任者職氏名

あなたが所有する車両を業務遂行のために使用します。

車 両

1 登録番号 ()
2 車体番号 ()

労働者が自己所有車両を使用する場合の取扱いに関する事項

- ・車両は、会社の指示に基づき業務遂行のため、雇用契約の存続期間中に使用します。
- ・車両使用に伴う燃料費等の費用の取扱いについては、実費弁償とし、具体的な内容は使用者および労働者が協議のうえ労働条件通知書に定めるものとします。
- ・関係法令を遵守し、安全運転および適正な車両管理を行ってください。
- ・車両の維持管理および修理への対応は、使用者および労働者が協議の上、それぞれの負担を決定するものとします。
- ・本件に定めのない事項または疑義が生じた場合は、使用者および労働者が協議のうえ解決するものとします。

※ 本通知書は、別途交付する労働条件通知書に付随し、労働者の自己所有車両を使用して業務に従事する場合の取扱いについて、労働条件の一部として通知するものです。

※ 車両の使用は、雇用契約に基づく業務提供の一部として行うものであり、車両の貸借借その他の独立した契約関係を構成するものではありません。

2

車両使用通知書のひな形

国土交通省ホームページからダウンロード可能 ▶

※ 詳しくは、「建設工事において建設資材等の運搬に従事する自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて」(令和8年8月20日 国土交通省不動産・建設経済局 建設業課長)をご覧ください。



お問い合わせ

<トラック適正化二法について>

国土交通省 物流・自動車局

代表：03-5253-8111 (41-302、41-353)

<建設現場等で使用する自家用ダンプカーの取扱いについて>

国土交通省 不動産・建設経済局

代表：03-5253-8111 (24-829、24-710)